

公募委員候補者登録制度について

柴田町住民自治によるまちづくり基本条例審議会において、行政運営への住民参加を進めるため、その方法のひとつとして「公募委員候補者登録制度」について、審議してまいりました。

柴田町における審議会の現状や先進自治体の取り組みなどを参考にしながら、柴田町にあったものとなるよう慎重に議論を重ねまとめました。

その概要は、以下の通りです。

I 行政運営への住民参加（審議会等への住民参加）について

住民自治によるまちづくり基本条例では、住民自治の主役である住民が自らの役割を自覚し「まちづくり」に取り組めるよう、町は住民の意思を「まちづくり」に反映できる仕組みを充実させるとともに、これまで以上に「まちづくり」における住民の参加の推進に努めることとしています。参加の促進が担い手間の信頼を深め、協働による「まちづくり」を加速させ、町が未来へ持続的に発展するための基盤となるという考え方に基づいています。

この考え方に基づく「行政運営への住民参加」は、各種説明会、懇談会等への参加、パブリックコメントや町長へのメッセージなど意見を表明することによる参加、審議会の公募委員への応募、住民ワークショップ等への参加など多様にありますが、さらに充実させていくことが重要です。

1. 住民自治によるまちづくり基本条例における関係規定

1) まちづくりの基本

第 5 条 まちづくりは、情報共有に支えられ、参加及び協働により進めることを基本とします。

2 (略)

2) 参加によるまちづくり

第 7 条 担い手は、まちづくりの参加の輪を広げるため、誰もが自由に参加できる環境づくりに努めるものとします。

2 (略)

3) 行政運営の透明化

第 2 5 条 行政機関は、住民等及び議会との信頼関係を深めるため、次のことに留意し、行政運営の透明化を進めるものとします。

(1) ～ (3) 略

(4) 審議会その他の行政機関の附属機関及びこれに準ずるもの（以下「審議会等」といいます。）の会議は、公開を原則とし、その議事の概要を公開すること。ただし、会議を公開することが適当でないと認められるときは、この限りではありません。

4) 行政運営への参加の促進

第26条 行政機関は、住民等とともにまちづくりを進めるため、次のことに留意し、住民等の行政運営への参加を進めるものとします。

(1)・(2) 略

(3) 審議会等の組織の構成員は、原則として公募枠を設けること。ただし、公募することが適当でないと認められるときは、この限りではありません。

2 行政機関は、参加の仕組みを検証し、充実していくよう努めるものとします。

II 公募委員候補者登録制度について

法令や条例に基づき設置されている審議会等（狭義の審議会等）への住民参加の状況は、定め委員構成に公募枠があるものは少なく、また、公募枠があっても「応募する住民が少ない」「再任が多い」「60歳代以上の方がほとんどである」など、住民参加が進んでいるとは言えません。審議会等の傍聴や議事概要の公開も一部の審議会等にとどまっている状況です。

そこで、少しでも審議会等への住民参加を進めるため、具体的な仕組みとして、公募委員候補者登録制度（以下、登録制度）を検討し、まとめました。

1. 登録制度の意義

- ・行政へ参加する機会の保障
- ・日頃の暮らしを基点とする町民目線、感覚の導入により、専門家目線から出にくい意見への期待（住民の声を生かす）
- ・地域の暮らしと町をつないでいくパイプのひとつとしての期待
- ・行政参加のきっかけづくり、裾野の広がりへの期待（行政への関心を高める）
- ・住民と町の信頼関係の向上（相互理解）
- ・協働の促進

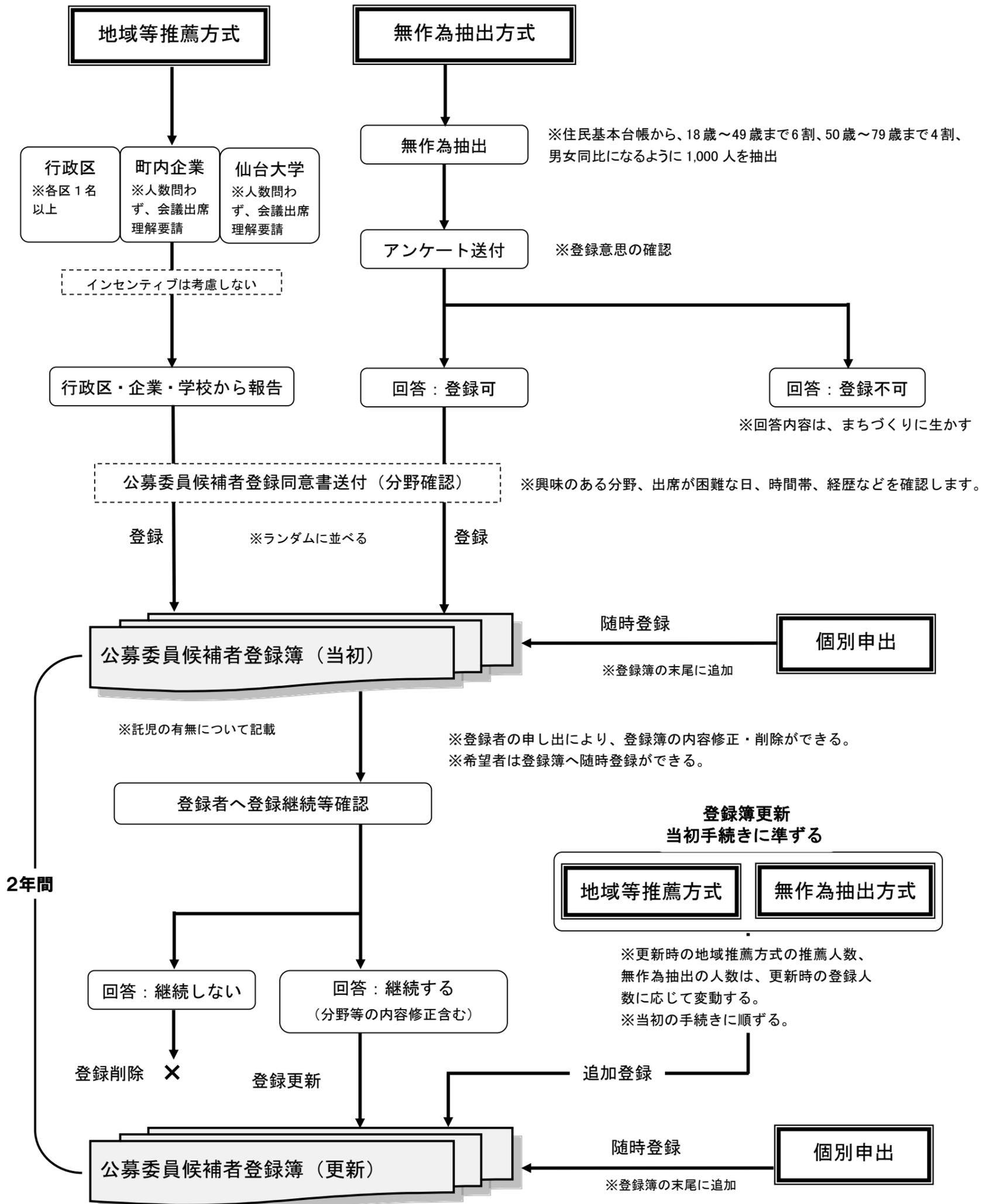
2. 登録制度の概要

- 1) 登録制度の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **資料2**
 - ① 登録制度のイメージ
 - ② 登録簿への登録・更新方法
- 2) 公募委員選任の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **資料3**
 - ① 委員選任のイメージ
 - ② 登録簿による公募委員選任方法
- 3) 登録制度の効果的な運用環境づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **資料4**
 - ① 公募枠の設定（統一基準による条例改正）
 - ② 公開関係のルール（傍聴できる・しやすい環境、議事概要の公開）
 - ③ 住民が審議会に参加しやすい環境づくり

<登録制度概要（フロー）>

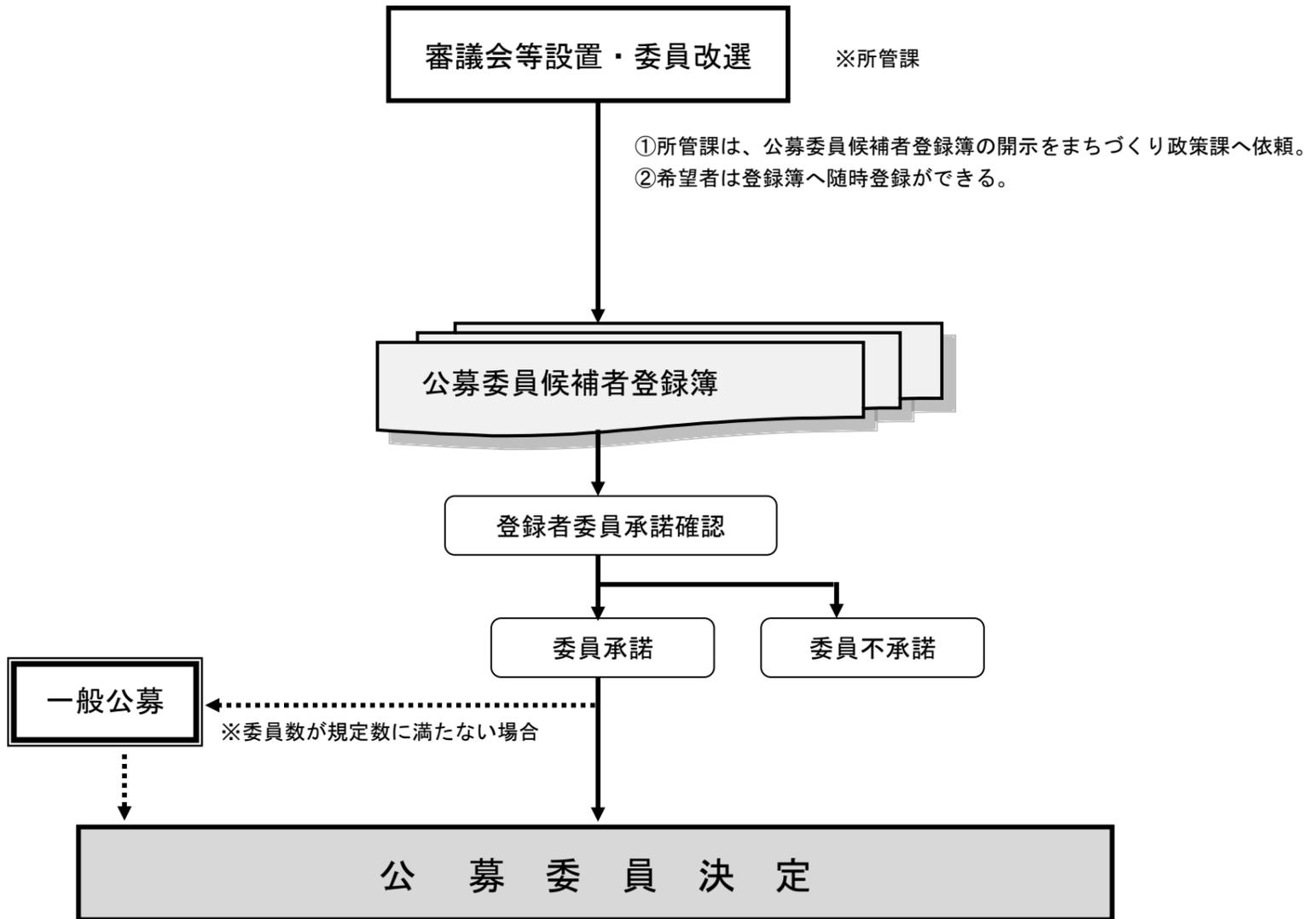
柴田町住民自治によるまちづくり基本条例第 26 条「行政機関は、住民とともにまちづくりを進めるため、次のことに留意し、住民等の行政運営への参加を進めるものとします。」、同条第 2 項「行政機関は、参加の仕組みを検証し、充実していくよう努めるものとします。」の趣旨を踏まえて、「公募委員候補者登録制度」について話を進めてきました。

公募委員候補者登録簿登録・更新フロー（案）



公募委員選任フロー（案）

平成 28 年 9 月 27 日（火）
第 1 回 審 議 会 資 料 3



■登録制度の効果的な運用環境づくり

1. 公募枠の設定

公募枠の設定に関する規定

○公募枠の原則化

審議会等の所管課は審議会等を新たに設置し、又は審議会等の委員を改選するに当たっては委員の一部を公募により選任するものとする。ただし以下のいずれかに該当する審議会は、その限りではない。

- ・法令等により委員の資格が定められているもの
- ・特に専門的な技能等が要求されるもの

※個人情報を取り扱うものについては守秘義務を課すことで参加可能とする。

○対象とする審議会

対象とする委員会等は、条例や要綱等により設置された審議会、懇話会、協議会等を含み、町職員のみの方針検討委員会及び特定事業のための実行委員会は除く。

○公募委員の割合

公募により選任する委員の割合は、審議会等の委員定数に対して、原則として 1 割以上を基準とする。

公募委員の割合は男女の数が同数になるように努めるものとする。

2. 公開関係のルール（傍聴できる・しやすい環境、議事概要の公開）

公開に関する規定

○会議の公開

審議会等の会議は、原則公開とする。会議の公開とは、傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることで行うものとする。ただし、以下の項目に該当する場合は、会議の全部または一部を非公開とすることができる。

<除外項目>

- ・非公開情報に該当する内容について審議等を行う場合
- ・不服申し立て、苦情、あつせん及び、調停に該当する内容を扱う場合
- ・公開することにより、構成または円滑な会議の運営が阻害され、会議の目的が達成できなくなると認められる場合

○会議の公開方法

傍聴者が傍聴しやすい環境づくりにこころがけ、会場の傍聴席、閲覧・配布資料の用意、開催の周知方法などを考慮すること。審議会等の傍聴についての共通のルール作りをする。

公開・非公開に関わらず審議会終了後速やかに会議録を作成すること。審議会は広く公開するものとし、公開できる審議会については町ホームページにて会議録を掲載すること。非公開とする審議会については、非公開とした理由を添えること。

3. 住民が審議会に参加しやすい環境づくり

審議会に参加しやすい環境づくり

○審議会資料の事前送付

- ・審議会が開催される 1 週間前までを目安に審議会委員に送付し、自分の意見を考える時間を考慮する。
- ・説明を受けなくてもある程度分かるような、専門用語をできるだけ使わない、使う場合は説明を入れるなど工夫して資料づくりをする。

○審議会開催の日時設定

- ・審議会等を開催する場合は、公募委員や傍聴人が参加しやすいような曜日・時間帯を考慮して開催日時を決定する。

○社会的弱者等への考慮

- ・審議会等は車椅子使用や身体に障害・不自由がある方への対応や託児など、就任に当たって配慮をする必要がある。

※公募委員候補者登録制度の広報について

広報しばた、お知らせ版に掲載依頼をする。実際に公募委員になった方の声の紹介を効果的に使い、無作為抽出で選ばれた住民の方々の参加をより促すような内容で広報を行う。2年間の登録期間を終えた委員に対してアンケートを行い、次回の登録者の登録促進につなげる。

「地域コミュニティ」について

「地域コミュニティ」は、豊かな暮らしを自ら実現するための住民による自主的な集まりで、その活動は、まちづくりにとって非常に大切な取り組みです。

「柴田町住民自治によるまちづくり基本条例」から、「地域コミュニティ」に関する部分を抜粋してまとめました。

(定義)

第 3 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

(3) 地域コミュニティ 区会、町内会、自治会等、一定の地域を基盤とする暮らしにかかわる集団をいいます。

【解説】

条例で使われている主な用語の意味が正確に伝わり、解釈上の疑義が生じないようにするために、その意味を明確にしています。

第 3 号 自治会などに代表される地域の人たちによるコミュニティ組織や活動団体を指しており、この中には第 2 号の事業者も含まれます。

(地域コミュニティの役割)

第 1 2 条 地域コミュニティは、最も重要な自治活動の基盤であり、生き生きとした個性ある地域をつくるために活動するよう努めるものとします。

2 地域コミュニティは、多様な活動を通じて人と人とのつながりをはぐくみ、地域を守り支えるよう努めるものとします。

3 地域コミュニティは、地域の暮らしの中で先人が築いてきた文化、伝統等を生かしながら、次代に引き継ぐよう努めるものとします。

【解説】

地域コミュニティの役割としての努力義務を定めています。

第 1 項 地域コミュニティによる活動は、まちづくりの基盤であり、その活動は地域の資源や特性を活かして、地域の課題解決に向けて協力して行動することです。

第 2 項 地域には様々な活動が存在しており、その活動を通して人や地域を大切にします。

第 3 項 先人より引き継がれてきたものを守り育み、継続性をもった活動を実践します。

(地域コミュニティの運営)

- 第20条 地域コミュニティを運営する組織（以下「運営組織」といいます。）は、当該地域コミュニティの住民、住民活動団体及び事業者（以下「地域の住民等」といいます。）と協力し、地域づくりを進めるよう努めるものとします。
- 2 運営組織は、地域の住民等が運営組織へ自由に参加できるようにするとともに、次代を担う人材の参加を促進するよう努めるものとします。
- 3 運営組織は、次のことに留意し、地域づくりを進めるよう努めるものとします。
- (1) 地域の住民等の合意を得るようにすること。
 - (2) 地域の将来像をつくり、その実現を目指すこと。
 - (3) 地域の住民等が自由に参加できるようにすること。
 - (4) 地域の住民等がお互いに信頼関係をはぐくみ、助け合い、力を合わせるようにすること。
 - (5) 学習、実践活動等を通じて人材を育成すること。

【解説】

第1項 地域コミュニティを運営する組織は、その地域の住民等と協力して地域づくりを進めます。

第2項 運営組織は、自由に参加でき、次代を担う人材の参加が重要であると考えています。

第3項 地域づくりの進め方に関する留意点を5項目定めています。

第1号 可能な限り参加者の合意を得られるように努力すること。

第2号 地域の住民等が共通に持てる目標（地域の将来像）を共有し、その実現を目指すこと。

第3号 地域づくりに地域の住民等が自由に参加できる仕組みをつくること。

第4号 お互いの信頼関係をはぐくみ、助け合い、協力できるようにすること。

第5号 学習、実践活動等を通じた人材育成に取り組んでいくこと。

(地域の計画づくりと実行)

- 第22条 運営組織は、地域の住民等と協力して地域の将来像を実現するための具体的な計画（以下「地域計画」といいます。）をつくるよう努めるものとします。
- 2 運営組織は、次のことに留意し、地域計画を実行するよう努めるものとします。
- (1) 地域の住民等がお互いの役割分担を踏まえて連携できるようにすること。
 - (2) 協働する等、効果的に進めること。
 - (3) 地域の住民等が活動に参加しやすいようにすること。
 - (4) 地域の住民等の持ち味を引き出し、生かすことができるようにすること。

【解説】

第1項 地域計画を策定する根拠となるものです。

第2項 計画を実行する上での留意点を4項目定めています。

- 第1号 役割分担を明確にし、連携すること。
- 第2号 効果を得るために、他の団体や組織との協働などを検討すること。
- 第3号 活動は、可能な限り多くの住民等が参加しやすい工夫すること。
- 第4号 住民等の持ち味を引き出し、生かせるよう工夫すること。

(地域コミュニティへの行政支援)

第23条 町長は、地域づくりを進めるため、次のことを行い、地域コミュニティを支援するものとします。

- (1) 活動推進のために必要な情報の提供
- (2) 円滑な運営、人材育成等のための学習機会の提供
- (3) 地域の将来像及び地域計画をつくる場合の助言、情報の提供等
- (4) 他の担い手と交流できる機会づくり

2 町長は、地域コミュニティを支援する仕組みの充実に努めるものとします。

【解説】

第1項 町長が行うべき、地域コミュニティに対する具体的な支援策を4項目定めています。

- 第1号 地域に必要な情報を提供すること。
- 第2号 人材育成などについての学習機会を提供すること。
- 第3号 地域の将来像、地域計画を作成する際に、助言や情報提供すること。
- 第4号 他の担い手と交流できる場をつくること。

第2項 地域コミュニティ支援制度の充実に図ります。

各地区の状況について

(H 2 7 集落支援員行政区長面談結果による)

I 面談期間

平成 2 7 年 7 月 1 5 日 (水) から 9 月 1 7 日 (木) まで
(期間中の面談日数は 1 6 日)

II 面談した行政区長

4 0 名

III 内 容

- 1 区の活性化やコミュニティ形成のために、特に力を注いで実施している事業は何か
 - ・ 学区単位での「夏祭り」「運動会」等の世代間交流事業 (2 3 行政区)
 - ・ 活動の対象を、少子高齢化を背景に「子ども」と「高齢者」としている。特に、高齢者を対象とする「いこいの日」は各行政区で展開され、交流の場、健康づくりに貢献している。(3 9 行政区)
 - ・ 地域計画に挙げる事業の確実な実行で地区の活性化を図る。(1 0 行政区)
- 2 今後、区の活性化やコミュニティ形成のために計画していることはありますか。
 - ・ その他区独自の行事を企画している。(1 1 行政区)
 - ・ 新しいアイデアでマンネリ化した活動を活性化しようとしても、活動経費や人的問題で難しいという行政区が多かった。(7 行政区)
- 3 地域の課題(インフラ整備は除く)はありますか。
 - ・ 地区の行事の参加者が少なく、若者の関心がない。(8 行政区)
 - ・ 少子高齢化が進み一人・二人暮らしの高齢者世帯が増加している。(1 7 行政区)
 - ・ 人口減少や放置されている空き家が増えている。(7 行政区)
 - ・ ごみ出し、不法投棄による環境悪化。(3 行政区)
 - ・ 賃貸住宅入居者や新興住宅地と地域のつながり。(4 行政区)
 - ・ 災害時の要援護者への支援など防災への意識。(4 行政区)

- 4 他行政区との協力・連携で活動していることはありますか。
- ・ 学区単位での行事への参加。(14行政区)
 - ・ それぞれに歴史・文化が異なり簡単ではない。(7行政区)
- ※活動実績がない行政区が多かった。
- 5 行政区運営で課題等がありますか、
- ・ 活動するメンバーの高齢化、若い世代の参加、仕事が忙しく活動できないという人材不足による、役員の高齢化や後継者不足。(16行政区)
 - ・ 「集会所」や「公園」の維持管理に多額の区費を充てていることから、区財政が悪化している。(4行政区)
- 6 地域の自慢、地域の資源、伝承すべき文化・風習はありますか。
- ・ 神社に係わる祭事。(9行政区)
- 7 希望する「座談会」はありますか。
- ・ 各行政区が関心を持つテーマで開催してほしいとの声が多かった。
- 8 取り組み状況について
- 「会報等の発行」、「ごみ集積所のスチール化」、「防災マップ・マニュアル作成」、「区民の健康づくり」、「女性の活動」について
- ・ 会報等の発行

会報発行	24行政区
「お知らせ」(回覧板)発行	全行政区
 - ・ ごみ集積所のスチール化

完了	2行政区
実施中	8行政区
計画・検討中	8行政区
計画なし	21行政区
その他	1行政区(団地造成時整備)
 - ・ 防災マップ・マニュアル作成

「防災マップ」	
作成済み	28行政区
作成中	1行政区
作成予定	9行政区
計画なし	2行政区

「防災マニュアル」

作成済み	21	行政区
作成中	2	行政区
作成予定	8	行政区
検討中	1	行政区
計画なし	7	行政区
その他	1	行政区 訓練時随時作成

・防災・避難訓練の実施

両訓練を実施	2	行政区
防災訓練のみ	29	行政区
計画・検討中	3	行政区
実施していない	6	行政区

※ 防災訓練のみを実施している行政区の訓練は、レクリエーション時の炊き出し訓練が多かった。

・健康づくり

「いこいの日」での健康体操、ダンベル体操 等

・女性の活動

各行事でのボランティア活動、婦人防火クラブ 等

9 その他

インフラ整備促進、地区担当者の設置、イベントのあり方、空き家、高齢化などの課題や要望があった。

町と地区の業務、補助金、負担金等の概要

1. 町から地区への支出の状況

(金額は平成 28 年度当初予算ベース)

名 称	形 態	概 要	地区負担	町負担	担当課
区長報酬	非常勤の特別職任命 (町⇒区長、副区長) 4 2 地区 4 7 名	(行政区の活動) ・区長等による地域状況の把握、意見取りまとめ、町への報告等 ・区長等による地域活動活性化への取り組み	—	4 8, 0 2 5 千円	総務課
配布業務取扱委託 (広報紙等配布)	業務委託 (町⇔地区) 4 2 地区	(行政区の活動) ・町広報紙の各世帯への配布 (月 2 回) ・委託金額算定式：各地区世帯数×24×10	—	4, 6 0 6 千円	総務課
地域づくり補助金	補助金 (町⇔区) 4 2 地区	(行政区の活動) ・地域計画に基づく地域づくり活動 (敬老会、ソフト一般、ハード) ・補助率 ソフト一般 1 / 2、ハード 7 / 1 0、敬老会 対象者数×2 千円	補助事業自己負担分及び 補助対象外経費分	2 0, 0 0 0 千円	まちづくり 政策課
公園愛護補助金	補助金 (町⇔3 2 団体) ※任意団体含む	(団体の活動) ・指定された公園の清掃、除草	—	1, 5 1 3 千円	都市建設課

2. 地区からの負担金と町の補助金で運営される活動

名 称	形 態	概 要	地区負担	町負担	担当課
公衆衛生組合	外郭団体、補助金 (区長、副区長：理事)	(組合の活動) ・不法投棄禁止啓発用看板作製、設置 ・ボランティア用ごみ袋の配布 ・区長を対象とした研修実施	4 0 円 / 世帯	8 5 0 千円	町民環境課
防犯協会	外郭団体、補助金 (区長、副区長：理事)	(協会の活動) ・防犯啓発パンフレット作成、配布 ・防犯カメラ設置 ・見守り隊活動への支援 (物品提供等)	6 0 円 / 世帯	1 4 0 千円	まちづくり 政策課
青少年のための 柴田町民会議	外郭団体、補助金 (区長会：構成員)	(会議の活動) ・いたずら書きの補修 (環境改善) ・食育活動 ・保護、非行防止のための見回り活動、啓発活動	1 0 円 / 世帯	2 0 0 千円	子ども家庭課
緑の募金協力員協議会 (緑化推進協議会)	外郭団体、募金 (区長、副区長：協力員)	(協議会の活動) ・町内の緑化推進活動 ・協力員 (区長等) へは募金額の 5 % + 3 千円を交付	募金	—	農政課

■ 地域計画

地域計画は、住みよいまち（地域）にするにはどうしたらよいかを地域のみなさんが話し合い、アイデアを出し合って、地域の将来像・課題解決方法・活動内容などをまとめたものです。

地域計画は町内全行政区（42行政区）で、それぞれ策定されました。

地域計画をなぜつくるのでしょうか

- ・この道路の見通しがよくなったら。
 - ・ここに危険であることを表す標識があったら。
 - ・通勤、通学路をきれいな花で飾りたい。
 - ・みんなが、自転車やごみの収集、ペットの飼育のマナーを守ってくれたら。
- このような思いをみんなで実現（解決）するために地域計画をつくります。

地域計画の実行

地域のみなさんが協力してやるべきこと、町（行政）がやるべきこと、地域のみなさんと町（行政）が協働してやるべきこと、それぞれの役割を分担しながら計画を実行していきます。

町の計画への反映

各行政区でつくられた地域計画は、行政区間の均衡やその事業効果、他の事業との関係などを総合的に勘案し、町が策定する実施計画等に反映します。

計画策定に対する支援

町は、計画策定のための情報提供や計画策定に係わる費用の一部を補助します。

計画にもとづく、町の活動と支援

町の実施計画等にもとづき計画的に事業を実施します。また、地域活動費用の一部を補助します。

■地域計画策定状況調べ

番号	地区名	策定年次	策定年月	計画年次	見直(検証)年次	次期計画策定年次	次期計画目標年次
1	第1区行政区	平成24年度		平成25年度～平成29年度		平成29年度	平成34年度
2	2区町内会		平成26年6月	平成26年度～平成30年度		平成30年度	平成35年度
3	第3区行政区		平成26年2月	平成25年度～平成29年度		平成29年度	平成34年度
4	第4区行政区		平成25年3月	平成25年度～平成29年度		平成29年度	平成34年度
5	第5区行政区	平成24年度		平成25年度～平成29年度		平成29年度	平成34年度
6	第6A区行政区		平成25年3月	平成25年度～平成29年度		平成29年度	平成34年度
7	第6B区行政区		平成25年4月	平成25年度～平成29年度		平成29年度	平成34年度
8	第7A区＝太子堂地区		平成25年7月	平成25年度～平成29年度		平成29年度	平成34年度
9	第7B区町内会		平成26年6月	平成26年度～平成30年度		平成30年度	平成35年度
10	第8区行政区		平成26年3月	平成25年度～平成29年度		平成29年度	平成34年度
11	第9A区行政区		平成24年12月	平成25年度～平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
12	第9B区行政区		平成26年1月	平成25年度～平成29年度		平成29年度	平成34年度
13	第10区行政区		平成26年8月	平成26年度～平成30年度		平成30年度	平成35年度
14	第11A区行政区		平成25年5月	平成25年度～平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
15	第11B区行政区		平成25年6月	平成25年度～平成29年度		平成29年度	平成34年度
16	第11C区行政区		平成25年4月	平成25年度～平成29年度		平成29年度	平成34年度
17	第11D区会		平成26年8月	平成26年度～平成30年度		平成30年度	平成35年度
18	第12A区行政区		平成25年4月	平成25年度～平成29年度		平成29年度	平成34年度
19	第12B区行政区		平成25年9月	平成25年度～平成29年度		平成29年度	平成34年度
20	第13区区内会		平成25年5月	平成25年度～平成29年度		平成29年度	平成34年度
21	第14区行政区	平成24年度		平成25年度～平成29年度		平成29年度	平成34年度
22	第15区会		平成25年4月	平成25年度～平成29年度		平成29年度	平成34年度
23	第16区行政区		平成24年10月	平成24年度～平成29年度		平成29年度	平成34年度
24	第17A区行政区		平成25年7月	平成25年度～平成29年度		平成29年度	平成34年度
25	第17B区行政区		平成24年9月	平成24年度～平成29年度		平成29年度	平成34年度
26	四日市場沖地区		平成25年4月	平成25年度～平成29年度		平成29年度	平成34年度
27	第18B区行政区		平成25年2月	平成25年度～平成29年度	平成26年度	平成29年度	平成34年度
28	第19区行政区：上川名		平成24年2月	平成24年度～平成28年度		平成28年度	平成33年度
29	富沢区		平成26年1月	平成25年度～平成29年度		平成29年度	平成34年度
30	向上地区		平成25年3月	平成25年度～平成29年度		平成29年度	平成34年度
31	入間田上の組地区		平成25年3月	平成25年度～平成29年度		平成29年度	平成34年度
32	第23区行政区		平成25年3月	平成25年度～平成29年度		平成29年度	平成34年度
33	才安寺地区		平成25年4月	平成25年度～平成29年度		平成29年度	平成34年度
34	葉坂地区	平成25年度		平成25年度～平成29年度		平成29年度	平成34年度
35	第26区（成田）		平成25年2月	平成25年度～平成29年度		平成29年度	平成34年度
36	第27区行政区		平成25年3月	平成25年度～平成29年度	平成27年度	平成29年度	平成34年度
37	船迫地域		平成25年4月	平成25年度～平成29年度		平成29年度	平成34年度
38	第29A区行政区		平成25年3月	平成25年度～平成29年度		平成29年度	平成34年度
39	北船岡町内会（第29B区）	平成24年度		平成25年度～平成29年度		平成29年度	平成34年度
40	第29C行政区		平成24年12月	平成25年度～平成29年度		平成29年度	平成34年度
41	第29D区（西船迫4丁目）	平成24年度		平成25年度～平成29年度		平成29年度	平成34年度
42	第30区		平成26年4月	平成26年度～平成29年度	平成27年度	平成29年度	平成34年度